

令和7年度 女性の職業選択に資する情報公表（女性活躍推進法第21条関係）

特定事業主名： 神栖市

I 職員の男女の給与の額の差異

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	92.9%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	97.4%
全職員	93.0%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

- * 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	94.4%
本庁課長相当職	97.6%
本庁課長補佐相当職	98.9%
本庁係長相当職	97.9%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	98.2%
31～35年	93.9%
26～30年	95.6%
21～25年	95.6%
16～20年	92.9%
11～15年	93.1%
6～10年	95.8%
1～5年	95.1%

【説明欄】

--

Ⅱ 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和8年度
管理的地位にある職員	24.3%

【説明欄】

・管理直手当を支給されているが、課長補佐相当職は含んでいない。

Ⅲ 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和8年度
本庁部局長・次長相当職	15.0%
本庁課長相当職	28.0%
本庁課長補佐相当職	51.7%
本庁係長相当職	52.1%

【説明欄】

Ⅳ 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

1. 男女別の育児休業取得率

(1) 常勤職員

区分	令和7年度
男性	94.4%
女性	100.0%

(2) 会計年度任用職員

区分	令和7年度
男性	—
女性	—

2. 男女別の育児休業の取得期間の分布状況

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
1週間未満	0%	0%	—	—
1週間以上2週間未満	0%	0%	—	—
2週間以上1月以下	17.6%	0%	—	—
1月超3月以下	58.9%	0%	—	—
3月超6月以下	17.6%	0%	—	—
6月超9月以下	0%	6.2%	—	—
9月超12月以下	5.9%	31.2%	—	—
12月超24月以下	0%	43.8%	—	—
24月超	0%	18.8%	—	—

【説明欄】

- ・会計年度任用職員については、育児休業取得対象者がいなかった。

V 職員の勤務時間の状況

管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を
超えて命じられて勤務した時間

区分	令和7年度
内部部局等	11.9 時間／月
内部部局等以外	9.3 時間／月

【説明欄】

- ・ 内部部局等以外：波崎総合支所、保健福祉会館、保育所、こども園、はさき福祉センター、はさき保健・交流センター、リサイクルプラザ、給食共同調理場、幼稚園、歴史民俗資料館、図書館、公民館
- ・ 区分及び管理的地位の基準日：令和7年4月1日時点